

調査レポート

2012
7

No.192

- 道内経済の動き
- 「貸倒引当金制度の見直し～平成23年度法人税法改正」
- 高齢者の最適貸金シミュレーション

● 目 次 ●

道内経済の動き	1
経営のアドバイス：「貸倒引当金制度の見直し ～平成23年度法人税法改正」	4
経営のアドバイス：高年齢者の最適貸金シミュレーション	10
主要経済指標	18

道内経済の動き

道内景気は、持ち直しの動きが鈍化している。

需要面をみると、住宅投資は低水準ながら持ち直している。公共投資は、新幹線関連の工事発注などにより前年並みに回復している。個人消費は、一部の耐久消費財に持ち直しの動きがみられるが震災前の水準までは回復しておらず、総じて弱い動きとなっている。輸出は、中東や米国向けなどが増加している。

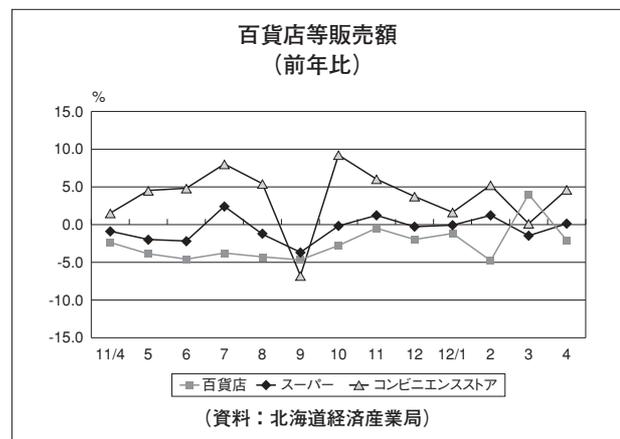
生産活動は、国内需要の回復から緩やかに持ち直している。雇用情勢は、有効求人倍率、新規求人数ともに改善している。企業倒産は、件数は増加、負債総額は減少している。

①個人消費～弱い動き

4月の大型小売店販売額（既存店ベース、前年比▲0.4%）は、5ヶ月連続で前年を下回った。

百貨店（前年比▲2.1%）は、衣料品、身の回り品、飲食料品が前年を下回った。スーパー（同+0.1%）は、衣料品が前年を下回ったが、主力の飲食料品が横ばい、身の回り品、その他の品目が前年を上回った。

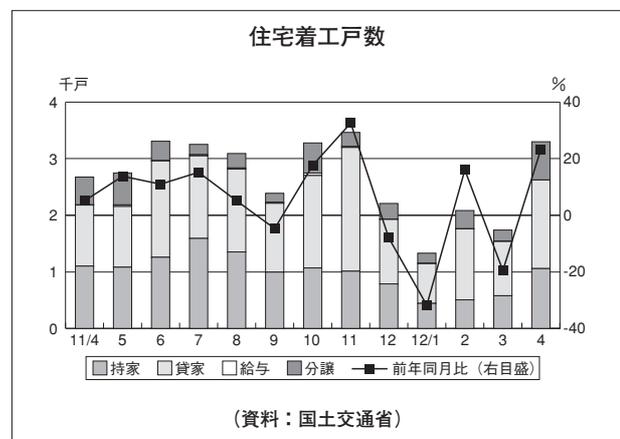
コンビニエンスストア（前年比+4.6%）は、2か月振りに前年を上回った。



②住宅投資～2ヶ月ぶりに増加

4月の新設住宅着工戸数は、3,300戸（前年比+23.3%）と2ヶ月ぶりに前年を上回った。利用関係別では、持家（同▲4.0%）は前年を下回ったが、貸家（同+44.7%）、分譲（同+37.7%）は前年を上回った。

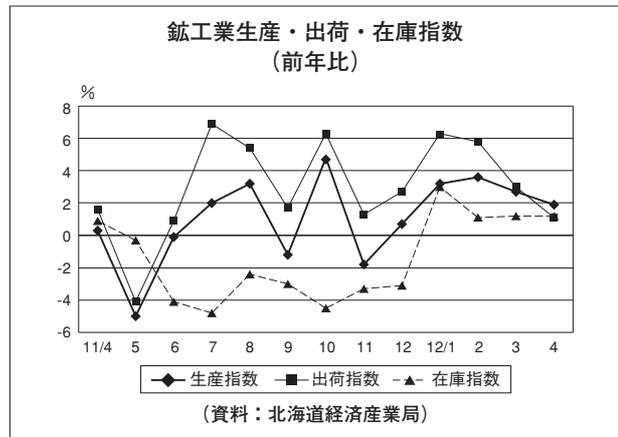
1～4月累計では、8,453戸（前年比▲1.5%）と前年を下回って推移している。利用関係別では、貸家（同+10.2%）は前年を上回ったが、持家（同▲6.9%）、分譲（同▲19.6%）は前年を下回った。



③鉱工業生産～生産は5ヶ月連続の上昇

4月の鉱工業生産指数は、前月比▲0.4%と2ヶ月ぶりに低下し、前年比は+1.9%と5ヶ月連続で上昇した。

業種別では、前年に比べ食品工業やパルプ・紙・紙加工品工業などが低下したが、電気機械工業や金属製品工業、輸送機械工業などが上昇した。

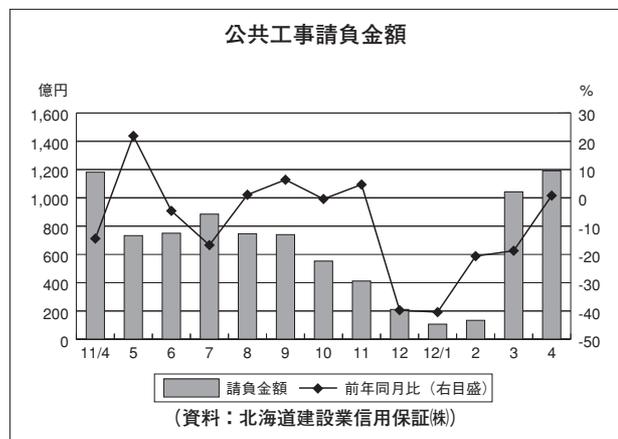


④公共投資～5ヶ月ぶりの増加

4月の公共工事請負金額は、1,191億円(前年比+0.8%)と5ヶ月ぶりに前年を上回った。

発注者別では、国(同+20.6%)、北海道(同+31.6%)が前年を上回り、市町村(同▲31.1%)が前年を下回った。

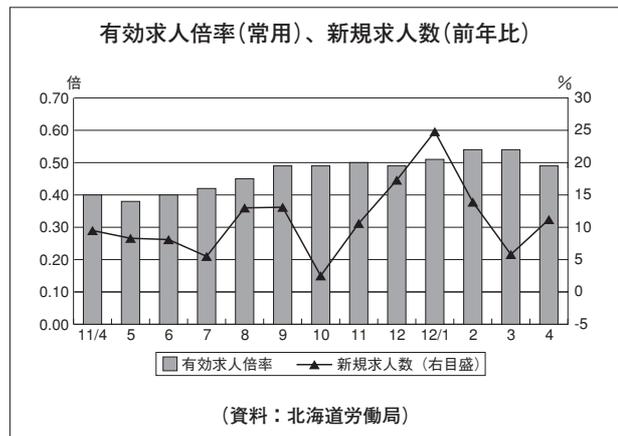
1～4月累計では、請負金額2,474億円(前年比▲12.0%)と前年を下回った。



⑤雇用情勢～持ち直しの動き

4月の有効求人倍率(パートを含む常用)は0.49倍となり、前月比では0.05ポイント減少し、前年比では0.09ポイント上昇した。前年比では、27ヶ月連続の上昇となった。

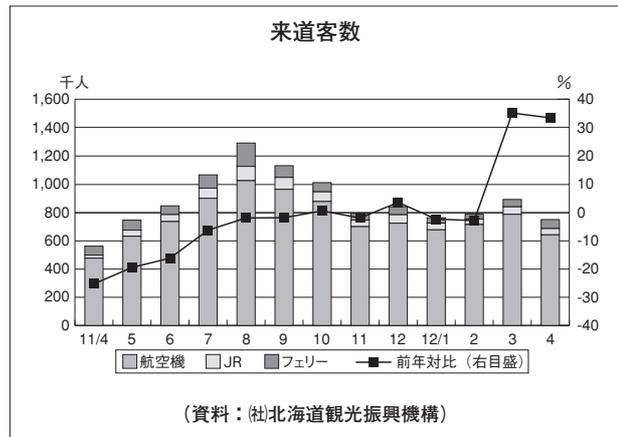
新規求人数は、前年比11.2%の増加となり、27ヶ月連続して前年を上回った。業種別では、建設業(前年比▲12.0%)が減少したが、宿泊業、飲食サービス業(同+44.4%)や卸売業、小売業(同+16.6%)などが増加した。



⑥来道客数～2ヶ月連続で前年を上回る

4月の来道客数は、749千人（前年比+33.4%）と2ヶ月連続で前年を上回った。昨年の東日本大震災による落ち込みから回復傾向にある。

1～4月累計では3,190千人（同+13.4%）と前年を上回った。

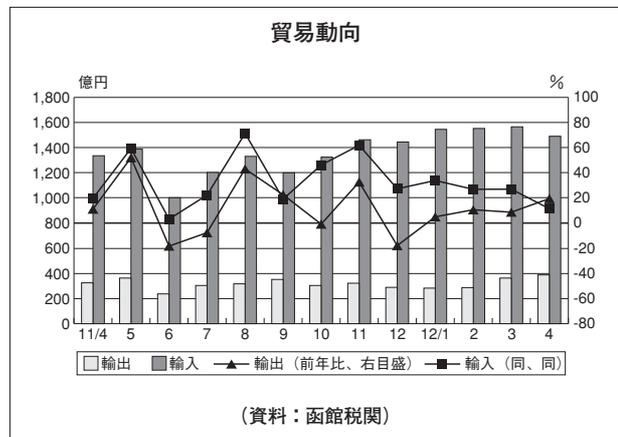


⑦貿易動向～輸出は4ヶ月連続の増加

4月の道内貿易額は、輸出が前年比19.5%増の388億円、輸入が同11.5%増の1,491億円となった。

輸出は、鉄鋼などが減少したが、石油製品や化学製品、自動車の部分品などが増加し4ヶ月連続で前年を上回った。

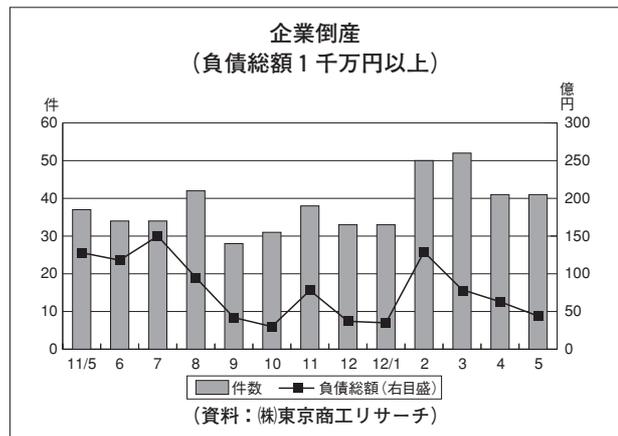
輸入は、原油・粗油や石油製品などが増加して28ヶ月連続で前年を上回った。



⑧倒産動向～件数は増加、負債総額は減少

5月の企業倒産は、件数が41件（前年比+10.8%）、負債総額が44億円（同▲65.5%）となった。件数は2ヶ月ぶりに前年を上回り、負債総額は3ヶ月連続で前年を下回った。

業種別では、建設業16件、サービス・他11件、卸売業5件などとなった。



「貸倒引当金制度の見直し～平成23年度法人税法改正」

金融財政事情研究会出版部嘱託
(元北洋銀行融資第二部指導役)

高橋 俊樹

平成23年度の税制改正は、当初「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」として国会に提出されましたが、平成23年3月末までに成立できずに終わったため、平成23年3月末に期限切れとなる規定が「税制つなぎ法案」により緊急対応として一律に3カ月間延長されました。当初の改正法律案は平成23年6月に「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（税制整備法案）」と「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（税制構築法案）」の2つに修正されたうえで国会審議が継続され、ねじれ国会の下、東日本大震災の発生等の影響も受け難航しましたが、前者（税制整備法）は平成23年6月22日に可決成立、同月30日に公布・施行され、後者（税制構築法）もその一部が先送りとなったものの、残り部分は平成23年11月30日に可決成立し、同年12月2日に公布・施行されました。これら2法には法人税法など法人税制の改正も含まれており、今回はその内容について「貸倒引当金制度の見直し」を中心に紹介します。

◆法人税制の主要改正項目

平成23年度税制改正のうち、法人税制に係る主な改正項目は次の通りです。

①法人税率（本則）の引下げ（法人税法66条、143条）

普通法人の税率が、これまでの30%から25.5%に引き下げられ、併せて中小法人（一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人を含む）又は人格のない社団等に係る軽減税率も、これまでの22%から19%に引き下げられます。公益法人等又は協同組合等の税率も同様に19%となります。適用開始は平成24年4月1日以後に開始する事業年度からとなります。

②中小企業者等への法人税率（特則）の引下げ（租税特別措置法42の3の2、68の8）

中小企業者等に対する法人税率の特則として、各事業年度の所得金額のうち年800万円以下の金額に係る法人税率がこれまでの18%から15%に引き下げられます。ただし適用時期は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度に限定されます。

なお、平成23年12月2日施行の「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（震災特例法）」の規定により、法人には、課税事業年度の課税標準法人税額に10%の税率を乗じて計算した復興特別法人税が上乘せされます（震災特例法48条）。この特例は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度に適用されます（震災特例法45条）。この結果、この間の法人税率は28.05%（25.5%+2.55%）となります。

③減価償却制度の見直し（法人税法施行令48条の2第1項2号ロ）

平成24年4月1日以後に取得する減価償却資産の定率法の償却率が、これまでの「定額法の償却率（1/耐用年数）を2.5倍した数（250%定率法）」から「2.0倍した数（200%定率法）」に改

められました。

④欠損金の繰越控除制度の見直し（法人税法57条、58条）

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度及び青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度における控除限度額については、繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得の金額の80%相当額を上限とすることに改められました。ただし中小法人については、これまで通り所得の金額の100%までの控除が可能とされています。この措置は、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

また繰越控除期間については、これまでの7年間で9年間に延長されます。この措置については、平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金について適用されます。

⑤貸倒引当金制度の見直し（法人税法52条）

貸倒引当金制度の適用対象法人が一部に限定され、それ以外の法人については貸倒引当金制度の適用がないものとされました。この項目については、後に詳しく解説します。

⑥寄附金の損金不算入制度の見直し（法人税法施行令73条1項、77条の2第1項）

法人や人格のない社団等で資本金等を有するものの一般の寄附金の損金算入限度額が、「期末資本金等の額の1,000分の2.5相当額と所得の金額の100分の2.5相当額との合計額」の「2分の1」から、同「4分の1」に引き下げられました。また、資本金等を有しない法人等についても、所得の金額の100分の2.5相当額から100分の1.25相当額に引き下げられました。なお、特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入限度額については、一般の寄付金の損金算入限度額の縮減額と同額の拡充が行われています。これらの措置は、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

⑦中小企業特例の適用判定の見直し（法人税法66条、67条、143条）

複数の完全支配関係にある大法人（資本金もしくは出資金の額が5億円以上の法人）に発行済株式等の全部を保有されている法人については、中小企業者等の軽減税率を適用しないとともに、特定同族会社の特別税率の適用対象とする扱いとなりました。この改正に伴い、前記に該当する法人については次の特別措置の適用がなくなりました（租税特別措置法57の10、61の4、66の13、68の59、68の66、68の98）。

- ・中小企業等の貸倒引当金の特例における貸倒引当金の法定繰入率
- ・交際費等の損金不算入制度における中小企業者に係る600万円の定額控除
- ・中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置における中小企業者等の適用除外

このほか、消費税法における事業者免税点制度の免税事業者要件が見直され、消費税の課税売上高が上半期で1,000万円を超える場合には、当該事業者はその翌期から課税事業者となることとなりました。ただし課税売上高に代えて、所得税法に規定する給与等の支払額で判定することも可能です。

また、課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除できる消費税の制度については、当該課税期間の課税売上高が5億円以下の事業者に限って適用されること

となりました。

◆貸倒引当金制度の原則廃止

今般の法人税制改正のうち、企業決算に大きな影響を及ぼすものに貸倒引当金制度の見直しがあります。法人税法はこれまで、売掛債権や貸金等の金銭債権の評価損の計上を原則禁止する一方、これらにつき取立不能のおそれがある場合の貸倒引当金の税務上の繰入限度額の規定を定めており、個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入基準として同法52条1項並びに法人税法施行令96条1項が、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額については同法52条2項並びに法人税法施行令96条2項が適用されて来ました。すなわち法人は、その保有する金銭債権が取立不能となったときは貸倒償却としてこれをオフバランスできるほか（法人税基本通達9-6-1、9-6-2、9-6-3の適用）、金銭債権の全部又は一部に取立不能のおそれが発生した場合には、一定の要件の下で、当該金額を税務上の損金として貸倒引当金へ繰り入れることが出来ました。

平成23年税制改正においては、前述のとおり、法人税率の引下げが実施されましたが、一方で税収減を補う財源確保策の一環として、法人税法における貸倒引当金制度の大きな見直しが行われました。その内容を要約すれば、一般の事業法人であって中小法人、銀行等およびリース債権等を有する一定の法人に該当しないものは、経過措置で認められる場合を除いて、貸倒引当金繰入額の税務上の損金算入が出来なくなりました。つまり、貸倒引当金制度の原則廃止です。

具体的には、個別評価金銭債権の貸倒引当金繰入れは、これを税務上は損金とせずに実施することになります（有税引当）。したがって、取引先が倒産した際に売掛金債権の全部又は一部が焦げ付くおそれがあるときは、従前は取立不能見込額の50%を税務上の損金として貸倒引当金へ繰入れができたところですが、今般の改正の結果、有税扱いでの繰入れを余儀なくされます。また、取引先が民事再生手続に入り、再生計画において金銭債権の一部が5年を超える長期賦払条件で弁済されることとなった場合、これまでは5年超の弁済予定部分は無税での貸倒引当金繰入れが可能でしたが、これも認められなくなりました。

金銭債権の取立不能見込み部分については、企業会計上は原則的に損失として引当金へ繰り入れることが求められるので、税務会計との乖離は拡大することになります。この調整弁として税効果会計の一層の活用が考えられますが、それとて野放図に認められるわけではなく将来の利益予測範囲内に限られ、また繰延税金資産として計上された金銭債権額を、税務上の損金処理目的で取り崩し前払いしていた税金の還付を受けるには、貸倒損失や譲渡損失のように損金額が確定することが必要になります。それ以外のケースで繰延税金資産を取り崩しても、税金の還付は受けられません。

一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入れも、税務上は認められません。これについては税効果会計の適用もないので、文字通り法人の税負担が増加することになります。

貸倒引当金制度は、以前の債権償却特別勘定の設定時代も含めて長い歴史があり、法人の経理処理に欠くべからざるものとして利用されてきたところですが、今般の法人税率引下げの代償と

して、あまり議論もなく原則廃止されたことは残念に思います。

◆引き続き貸倒引当金制度が適用される法人

前記に関らず、以下に掲げる法人については、今後も引き続き次のように貸倒引当金制度が適用されます。

①個別評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入れ（法人税法52条1項、法人税法施行令96条1項）

- ・会社更生、民事再生、会社法の特別清算、内整理手続等による債務弁済計画において長期賦払により弁済されることとなった金銭債権額のうち、5年以内に弁済が予定されている金額以外の金額で担保等のカバーがない部分の全額
- ・債務者の債務超過状態が相当期間継続したこと等により金銭債権の一部につき取立て等の見込みがないと判断される場合、当該取立て見込みのない金額の全額
- ・債務者に、会社更生、民事再生、破産、会社法の特別清算手続の申立て、および手形交換所における取引停止処分を受けたことの諸事実が発生した場合、その時点で取立てが見込まれないと判断される金銭債権の額の50%相当額
- ・外国政府・中央銀行等に対する債権にデフォルト等の事実が発生した場合、その時点で取立てが見込まれないと判断される金銭債権の額の50%相当額

②一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入れ（法人税法52条2項、今般改正後の法人税法施行令96条6項）

法定繰入率を用いる中小法人を除いて、法人税法施行令96条6項が規定する算式で算定された貸倒実績率（おおむね、前3年内事業年度における売掛債権等の貸倒損失の合計額及び個別評価貸倒引当金繰入額の合計額の年平均額を、前3年内事業年度における一括評価金銭債権の期末残高の年平均額で割ったもの）を対象となる一括評価金銭債権の期末帳簿価額に乗じて計算した金額を、貸倒引当金へ繰り入れます。

この貸倒引当金制度が引き続き適用される法人は、次の通りです。

- i 普通法人のうち、当該事業年度終了時において資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下の法人または資本や出資を有しない法人
 - すなわち卸売業、小売業、製造業、サービス業等の一般事業を営む中小法人が対象となります。ただし、大法人（資本金または出資金の額が5億円以上である法人等）との間に完全支配関係にあるものや、複数の完全支配関係がある大法人に発行株式等の全部を保有されているものは除かれます。
- ii 公益法人等または協同組合等
- iii 人格のない社団等
- iv 銀行法に規定する銀行
 - 普通銀行のほか、信託銀行、信用金庫、労働金庫等、銀行業の免許を得て銀行業務を行う法人が対象となります。
- v 保険業法に規定する保険会社

vi ivまたはvに準ずるものとして政令で定める下記の法人

- ・無尽業法の免許を受けて無尽業を行う無尽会社
- ・金融商品取引法に規定する証券金融会社
- ・長期信用銀行法に規定する長期信用銀行および長期信用銀行持株会社
- ・銀行法に規定する銀行持株会社
- ・貸金業法施行令に掲げる金融庁長官指定短資会社またはコール資金貸付登録投資法人
- ・保険業法に規定する保険持株会社、少額短期保険業者および少額短期保険持株会社
- ・債権管理回収業に関する特別措置法に規定する債権回収会社
 いわゆるサービサーで法務大臣の許可を受けたものが該当します。
- ・株式会社商工組合中央金庫
- ・株式会社日本政策投資銀行
- ・株式会社企業再生支援機構
- ・上記に掲げる内国法人に準ずる法人として財務省令（法人税法施行規則）で定めるもの

vii 金融に関する取引に係る金銭債権（ファイナンスリース取引のリース債権等）を有する内国法人として政令で定める下記の法人

ただしこれらの法人については、貸倒引当金の対象となる債権が特定されます。

- ・リース取引に係る所得の金額の計算規定（改正後の法人税法64条の2第1項）によりリース資産の売買があったものとされる場合の当該リース資産の対価の額に係る金銭債権を有する法人対象債権は当該金銭債権に特定されます。
- ・金融商品取引法に規定する第1種金融商品取引業者（証券会社） 信用取引に付随する金銭債権の貸付に係る債権に限られます。
- ・質屋営業法に規定する質屋 帳簿に記載の質契約に係る金銭債権が対象となります。
- ・割賦販売法に規定する登録包括信用購入斡旋業者又は登録個別信用購入斡旋業者（信販会社等） 割賦販売法が規定する基礎特定信用情報として同法規定の指定信用情報機関に提供された支払時期が未到来の又は支払義務が未履行の包括信用購入斡旋又は個別信用購入斡旋に係る債務に係る金銭債権に限られます。
- ・銀行の子会社又は保険会社の子会社であって金銭債権の取得又は譲渡に係る業務を営む法人およびこれに準ずる一定の業務を営む法人（財務省令で定めるところの、農業協同組合の子会社、同連合会の子会社、信用協同組合の子会社、同連合会の子会社、信用金庫の子会社、同連合会の子会社、長期信用銀行の子会社、長期信用銀行持株会社の子会社、労働金庫の子会社、同連合会の子会社、銀行持株会社の子会社、保険持株会社の子会社、農林中央金庫の子会社、株式会社商工組合中央金庫の子会社などが該当します）
 これらの会社の貸倒引当金対象は、商業、工業、サービス業その他の事業を行なう者から買い取った金銭債権（買取債権）で、当該法人の金銭債権の取得又は譲渡に係る業務として買い取ったものに限られます。
- ・貸金業法に規定する貸金業者である法人 帳簿に記載された貸付契約に係る金銭債権および前

項に掲げるような買取債権に特定されます。

- ・信用保証業を行う法人 当該信用保証業に係る保証履行により取得した金銭債権が対象となります。

◆適用開始時期および経過措置

この貸倒引当金制度の改正は、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から適用されます。

ただし、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度（経過事業年度といいます）については、改正前の貸倒引当金制度の規定（法人税法52条）がなおその効力を有するものとされています。この場合、これまでの規定による繰入限度額に対して、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する事業年度においては4分の3、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度においては4分の2、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度については4分の1の引当てを認める経過措置が講じられています。

なお、前記viiに記載する法人については、改正後の貸倒引当金の繰入限度額が経過措置による繰入限度額を上回る場合もあるので、個別評価金銭債権については金銭債権ごと、かつ経過事業年度ごとに、改正後の規定と経過措置の選択適用が認められ、一括評価金銭債権についても経過事業年度ごとに、改正後の規定と経過措置の選択適用が認められています。また、改正前の個別評価による貸倒引当金又は一括評価による貸倒引当金の規定により、平成27年4月1日以後最初に開始する事業年度の前事業年度の損金の額に算入された貸倒引当金の金額は、その最初に開始する事業年度の益金の額に算入することとされています。

（参考文献）

- ・税経通信（税務経理協会刊）2012年2月号p.85所載 中島孝一論文「法人税法に係る改正項目」
- ・中村慈美税理士事務所HP（nakayoshi-tax.com）所収 平成23年度税制改正（二次改正）の解説－貸倒引当金制度の改正

高年齢者の最適賃金シミュレーション

～60歳以降の賃金設計にあたり公的制度 (厚生年金・雇用保険)を活用しましょう!～

社会保険労務士法人むらづみ総合事務所
代表社員社会保険労務士 石井 ゆかる

1 はじめに

平成18年4月1日に施行された改正高年齢者雇用安定法により、65歳未満の定年の定めをしている企業は、65歳（経過措置により平成25年3月31日までは64歳）までの雇用の確保が義務付けられています。具体的には、次の3つからいずれかの確保措置を講じなければなりません。

- ① 定年の引上げ
- ② 継続雇用制度の導入
- ③ 定年の定め廃止

なかでも広く採用されているのは、②の「継続雇用制度の導入」になります。

継続雇用制度とは、「現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者を定年後も引き続き雇用する制度」です。制度の内容としては、④勤務延長制度（定年年齢に達した者を退職させることなく引き続き雇用する）と⑤再雇用制度（定年年齢に達した者をいったん退職させた後に再び雇用する）の2種類があります。

継続雇用制度については希望者全員を対象とすることが原則ですが、企業の実情に対応するため、労使協定により「対象者に係る基準」を定めることも可能です。ただし現在、改正高年齢者雇用安定法案が国会に提出されており、現行の「対象者に係る基準」はこれにより撤廃され、希望者全員を65歳まで再雇用しなければならなくなる予定となっています（平成25年4月1日施行予定）。

企業にとっては、この継続雇用制度の導入はかなりのコスト負担を強いられるものとなりますが、雇用条件については「高年齢者の安定した雇用の確保が図られるものであれば、必ずしも労働者の希望に合致した職種・労働条件による雇用を求めるものではない」とされています。

したがって、就業時間や就業日数及び賃金等は定年前と同条件である必要はなく、ある程度の労働条件の変更、特に賃金低下を伴って継続雇用（特に「再雇用」）をしている企業が大多数かと思われます。

そこで60歳から65歳までの賃金設計にあたって活用していただきたいのが在職老齢厚生年金と高年齢雇用継続基本給付金（雇用保険の給付）です。厚生年金と雇用保険の公的制度を上手に利用することによって、賃金が低下しても高年齢者の総収入はある程度保障される仕組みとなっています。

ここでは、「65歳までの雇用継続（再雇用）」という視点から、公的制度を活用して60歳から65歳までの最適賃金を設計する方法を簡単にご説明いたします。

2 60歳台前半（60歳から65歳未満）の在職老齢厚生年金

厚生年金の被保険者期間が1年以上ある者で一定の条件を満たす場合は、65歳になるまでの間、60歳代前半の老齢厚生年金が支給されます。ただし、厚生年金の被保険者として在職中の者が受ける60歳代前半（60歳から65歳未満）の在職老齢厚生年金は、年金月額（基本月額）^{注1}と賃金（総報酬月額相当額）^{注2}の合計額が一定額を超えた場合に、その一部又は全部が支給停止となります（在職中であっても、就業時間が短い又は就業日数が少ない等で厚生年金の被保険者となっていない者については、この在職老齢厚生年金の適用は受けませんので、年金の支給停止はありません）。

注1 : 基本月額＝老齢厚生年金額÷12か月（加給年金を除く）

注2 : 総報酬月額相当額＝その月の標準報酬月額＋直近1年間の標準賞与合計額÷12か月

支給停止額の計算方法は次の通りです。

① 基本月額と総報酬月額相当額の合計が28万円以下の場合

➡ 支給停止なし（年金は全額支給）

（例）

・年金額96万円 ⇒ 基本月額8万円

・標準報酬月額20万円、年間賞与0円 ⇒ 総報酬月額相当額20万円

支給停止額＝20万円＋8万円≥28万円 ⇒ 0円

年金支給額 ⇒ 8万円－0円 ⇒ 8万円

② 基本月額が28万円以下、総報酬月額相当額が46万円以下の場合

➡ 支給停止額＝（総報酬月額相当額＋基本月額－28万円）÷2

（例）

・年金額96万円 ⇒ 基本月額8万円

・標準報酬月額20万円、年間賞与60万円 ⇒ 総報酬月額相当額25万円

支給停止額＝（25万円＋8万円－28万円）÷2 ⇒ 2.5万円

年金支給額＝8万円－2.5万円 ⇒ 5.5万円

*①と②の例を比較してみますと、年金額と報酬月額は同額ですが、賞与が支給されているという違いがあります。この例だけをみますと（ケースによって結果は様々です）、年間賞与が60万円支給されることによって年金額が30万円（2.5万円×12か月）支給停止となりますので、本人の年間総収入は30万円しか増えていないこととなります。また、賞与社会保険料や税金を控除した手取額となると、さらに増加額は少なくなります。

- ③ 基本月額が28万円以下、総報酬月額相当額が46万円超の場合

➡ 支給停止額 = (46万円 + 基本月額 - 28万円) ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 46万円)

(例)

・年金額96万円 ⇒ 基本月額 8 万円

・標準報酬月額40万円、年間賞与90万円 ⇒ 総報酬月額相当額47.5万円

支給停止額 = (46万円 + 8 万円 - 28万円) ÷ 2 + (47.5万円 - 46万円) ⇒ 14.5万円

年金支給額 = 8 万円 - 14.5万円 ⇒ 0 万円

- ④ 基本月額が28万円超で総報酬月額相当額が46万円以下の場合

➡ 支給停止額 = 総報酬月額相当額 ÷ 2

(例)

・年金額348万円 ⇒ 基本月額29万円

・標準報酬月額20万円、年間賞与60万円 ⇒ 総報酬月額相当額25万円

支給停止額 = 25万円 ÷ 2 ⇒ 12.5万円

年金支給額 = 29万円 - 12.5万円 ⇒ 16.5万円

- ⑤ 基本月額が28万円超で総報酬月額相当額が46万円超の場合

➡ 支給停止額 = 46万円 ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 46万円)

(例)

・年金額348万円 ⇒ 基本月額29万円

・標準報酬月額40万円、年間賞与90万円 ⇒ 総報酬月額相当額47.5万円

支給停止額 = 46万円 ÷ 2 + (47.5万円 - 46万円) ⇒ 24.5万円

年金支給額 = 29万円 - 24.5万円 ⇒ 4.5万円

*ただし、現在の年金給付水準からしますと、④と⑤の「基本月額が28万円超」のパターンは現実的にはかなり少ないと思われます。

以上の計算をわかりやすくした早見表がありますので、参考にして下さい（別表1）。

総体的に、年金額が低くて賃金が高い場合は年金支給停止額が多く（＝年金支給額が少なく）、年金額が高くて賃金が高い場合は年金支給停止額が少ない（＝年金支給額が多い）という仕組みになっています。

3 高年齢雇用継続基本給付金

雇用保険の被保険者期間が通算で5年以上ある60歳以上65歳未満の一般被保険者に対して、60歳以降の賃金月額が60歳時点の賃金月額の75%未満に低下した場合に、高年齢雇用継続基本給付金が支給されます。ここでいう賃金は月額ですので、賞与は対象外となります。(60歳時点の賃金月額とは、60歳到達時前6か月間に支払われた賃金を180で除した額の30日分です。上限額は

451,800円、下限額は69,900円です。)

支給額の計算方法は次の通りです。

ただし、支給額には次のような限度額が設定されています。

④60歳以降の賃金月額が344,209円（毎年8月に改定予定）以上の場合は支給なし

⑤60歳以降の賃金月額と支給額の合計が344,209円を超える場合は、超えた額を減額して支給

⑥算定された支給額が1,864円（毎年8月に改定予定）以下の場合は支給なし

① 賃金低下率が61%以下の場合

➡ 支給額 = 60歳以降の賃金月額 × 15%

(例)

- ・ 60歳時点の賃金月額 ⇒ 38万円
- ・ 60歳以降の賃金月額 ⇒ 20万円
- ・ 賃金低下率 ⇒ 52.63%（小数点以下第3位を四捨五入）
- ・ 支給率 ⇒ 15%
- 支給額 = 20万円 × 15% ⇒ 30,000円

② 賃金低下率（⇒A）が61%超75%未満の場合

$$\text{➡ 支給率 (⇒B)} = \frac{(-183A + 13,725)}{280A} \times 100$$

支給額 = 60歳以降の賃金月額 × 支給率（B）

(例)

- ・ 60歳時点の賃金月額 ⇒ 38万円
- ・ 60歳以降の賃金月額 ⇒ 26.6万円
- ・ 賃金低下率 ⇒ 70.00%（小数点以下第3位を四捨五入）
- ・ 支給率 ⇒ 4.67%（小数点以下第3位を四捨五入）
- 支給額 = 26.6万円 × 4.67% ⇒ 12,422円（小数点以下切り捨て）

③ 賃金低下率が75%以上の場合

➡ 支給額 = 0円

(例)

- ・ 60歳時点の賃金月額 ⇒ 38万円
- ・ 60歳以降の賃金月額 ⇒ 28.5万円
- ・ 賃金低下率 ⇒ 75.00%
- ・ 支給率 ⇒ 0%
- 支給額 = 28.5万円 × 0% ⇒ 0円

以上の計算をわかりやすくした賃金低下率と支給率の早見表がありますので、参考にして下さい（別表2）。

4 在職老齢厚生年金と高年齢雇用継続基本給付金の併給調整

在職老齢厚生年金を受給している者が、高年齢雇用継続基本給付金も受ける場合は、在職老齢厚生年金の一部が支給停止されます（高年齢雇用継続給付は全額支給されます）。

支給停止額は高年齢雇用継続基本給付金の4割相当額です。

$$\Rightarrow \text{支給停止額} = \text{標準報酬月額} \times (\text{高年齢雇用継続基本給付金支給率} \times 0.4)$$

（例）

・60歳時点の賃金月額 ⇒ 38万円

・標準報酬月額 ⇒ 20万円

・賃金低下率 ⇒ 52.63%

$$\text{支給停止額} = 20\text{万円} \times (15\% \times 0.4) = 12,000\text{円}$$

以上の計算をわかりやすくした賃金低下率と年金停止率の早見表がありますので、参考にして下さい（別表2）。

5 その他の効果

賃金が低下しますと、あわせて社会保険料（健康保険・介護保険・厚生年金保険・雇用保険）や税金も減少します（高年齢雇用継続基本給付金は非課税です）。したがって、賃金の低下率ほど手取額の低下率は大きく変動しないこととなります。また企業にとっては、賃金だけではなく法定福利費も含めた人件費を減少させられるという効果があります。

6 最適賃金シミュレーション

それでは、実際に以上の在職老齢厚生年金と高年齢雇用継続基本給付金を活用した賃金シミュレーションをしてみましょう。

例えば、次のようなケースの場合です。

昭和27年6月1日生まれ（60歳）：男性

扶養家族：妻

60歳時点の賃金月額：38万円

年金額：96万円⇒基本月額8万円

直近1年間賞与支給：0円

別表3の「60歳代前半の賃金シミュレーション（例）」をご覧くださいと下記のことがわかります。

- ① 賃金低下率ほど手取額の低下率は大きくならない。

→賃金を75%（－9.5万円）に改訂しても、手取額の低下率は88.17% …①

この段階では、まだ高年齢雇用継続基本給付金は支給されていません。しかし、在職老齢厚生年金（4万円）の支給と、「その他の効果」としての社会保険料や税金の減少（約1.7万円）により、手取額の低下率は抑えられていることに注目してください。

- ② 賃金低下率の方向と手取額の低下率の方向は必ずしも一致しない。

→賃金を72.5%（27.55万円）に改訂した場合の手取額低下率は86.45% …②

賃金を60%（22.8万円）に改訂した場合の手取額低下率は89.55%…③

賃金低下率72.5%（②）までは賃金低下に合わせて手取額も下がる一方となっています。しかしその後は、賃金低下に逆行して手取額は増加するという現象が起きています。この大きな要因は、社会保険料（健康保険・介護保険・厚生年金）が、賃金を標準報酬という一定の幅にあてはめて計算されているためです。具体的には、賃金が28万円の場合と27万円の場合の社会保険料は同じですが、27万円の場合と26万円の場合は違うということです。

- ③ 大幅に賃金低下させた方が手取額は増える場合がある。

→①と③を比較すると、賃金は①が5.7万円高いが手取額は③の方が高い

この逆転現象は、まさに「在職老齢厚生年金」「高年齢雇用継続基本給付金」の公的制度活用と「その他効果」が生み出した結果といえます。

「賃金を大幅にダウンさせるとモチベーションが下がる」と懸念されている企業も多いことでしょう。しかし、賃金を下げることによって逆に手取額が増えるとしたらどうでしょうか？高年齢者の就労意欲を著しく低下させることなく、企業は必要な人材を低コストで確保することも可能となります。

（ただし、このシミュレーションは一例にすぎません。全てのケースにおいて、このような「賃金低下と手取額増加の逆転現象」が起きるとは限りませんのでご注意ください。）

7 おわりに

高年齢者の最適賃金を設計するにあたって、個々の過去の就業状況等により年金額や60歳時点の賃金額は様々ですので、一律に「賃金は〇〇%低下させるのが最適」とは言えません。ですから、それぞれのケースにおいてシミュレーションすることより、企業にも働く高年齢者にも少しでもメリットがあるような賃金設計をすることが必要です。

尚、今回はより簡単に説明するために、詳細な要件や手続き上の注意点等は省略しております。実際にシミュレーションする際には、社会保険労務士等の専門家へよくご相談いただき、慎重に対応されることをお勧めいたします。

【別表1】在職中の老齢厚生年金早見表

* 上段は支給停止後の年金月額、下段は支給停止後の年金月額と総報酬月額相当額との合計額

* 「年金月額」は加給年金を除いた額

(単位：万円)

年金月額	総報酬月額相当額														
	9.8万円	13万円	16万円	19万円	22万円	25万円	28万円	31万円	34万円	37万円	40万円	43万円	46万円	49万円	52万円
1万円	1.0 10.8	1.0 14.0	1.0 17.0	1.0 20.0	1.0 23.0	1.0 26.0	0.5 28.5	0.0 31.0	0.0 34.0	0.0 37.0	0.0 40.0	0.0 43.0	0.0 46.0	0.0 49.0	0.0 52.0
2万円	2.0 11.8	2.0 15.0	2.0 18.0	2.0 21.0	2.0 24.0	2.0 27.0	1.0 29.0	0.0 31.0	0.0 34.0	0.0 37.0	0.0 40.0	0.0 43.0	0.0 46.0	0.0 49.0	0.0 52.0
3万円	3.0 12.8	3.0 16.0	3.0 19.0	3.0 22.0	3.0 25.0	3.0 28.0	1.5 29.5	0.0 31.0	0.0 34.0	0.0 37.0	0.0 40.0	0.0 43.0	0.0 46.0	0.0 49.0	0.0 52.0
4万円	4.0 13.8	4.0 17.0	4.0 20.0	4.0 23.0	4.0 26.0	3.5 28.5	2.0 30.0	0.5 31.5	0.0 34.0	0.0 37.0	0.0 40.0	0.0 43.0	0.0 46.0	0.0 49.0	0.0 52.0
5万円	5.0 14.8	5.0 18.0	5.0 21.0	5.0 24.0	5.0 27.0	4.0 29.0	2.5 30.5	1.0 32.0	0.0 34.0	0.0 37.0	0.0 40.0	0.0 43.0	0.0 46.0	0.0 49.0	0.0 52.0
6万円	6.0 15.8	6.0 19.0	6.0 22.0	6.0 25.0	6.0 28.0	4.5 29.5	3.0 31.0	1.5 32.5	0.0 34.0	0.0 37.0	0.0 40.0	0.0 43.0	0.0 46.0	0.0 49.0	0.0 52.0
7万円	7.0 16.8	7.0 20.0	7.0 23.0	7.0 26.0	6.5 28.5	5.0 30.0	3.5 31.5	2.0 33.0	0.5 34.5	0.0 37.0	0.0 40.0	0.0 43.0	0.0 46.0	0.0 49.0	0.0 52.0
8万円	8.0 17.8	8.0 21.0	8.0 24.0	8.0 27.0	7.0 29.0	5.5 30.5	4.0 32.0	2.5 33.5	1.0 35.0	0.0 37.0	0.0 40.0	0.0 43.0	0.0 46.0	0.0 49.0	0.0 52.0
9万円	9.0 18.8	9.0 22.0	9.0 25.0	9.0 28.0	7.5 29.5	6.0 31.0	4.5 32.5	3.0 34.0	1.5 35.5	0.0 37.0	0.0 40.0	0.0 43.0	0.0 46.0	0.0 49.0	0.0 52.0
10万円	10.0 19.8	10.0 23.0	10.0 26.0	9.5 28.5	8.0 30.0	6.5 31.5	5.0 33.0	3.5 34.5	2.0 36.0	0.5 37.5	0.0 40.0	0.0 43.0	0.0 46.0	0.0 49.0	0.0 52.0
11万円	11.0 20.8	11.0 24.0	11.0 27.0	10.0 29.0	8.5 30.5	7.0 32.0	5.5 33.5	4.0 35.0	2.5 36.5	1.0 38.0	0.0 40.0	0.0 43.0	0.0 46.0	0.0 49.0	0.0 52.0
12万円	12.0 21.8	12.0 25.0	12.0 28.0	10.5 29.5	9.0 31.0	7.5 32.5	6.0 34.0	4.5 35.5	3.0 37.0	1.5 38.5	0.0 40.0	0.0 43.0	0.0 46.0	0.0 49.0	0.0 52.0
13万円	13.0 22.8	13.0 26.0	12.5 28.5	11.0 30.0	9.5 31.5	8.0 33.0	6.5 34.5	5.0 36.0	3.5 37.5	2.0 39.0	0.5 40.5	0.0 43.0	0.0 46.0	0.0 49.0	0.0 52.0
14万円	14.0 23.8	14.0 27.0	13.0 29.0	11.5 30.5	10.0 32.0	8.5 33.5	7.0 35.0	5.5 36.5	4.0 38.0	2.5 39.5	1.0 41.0	0.0 43.0	0.0 46.0	0.0 49.0	0.0 52.0
15万円	15.0 24.8	15.0 28.0	13.5 29.5	12.0 31.0	10.5 32.5	9.0 34.0	7.5 35.5	6.0 37.0	4.5 38.5	3.0 40.0	1.5 41.5	0.0 43.0	0.0 46.0	0.0 49.0	0.0 52.0
16万円	16.0 25.8	15.5 28.5	14.0 30.0	12.5 31.5	11.0 33.0	9.5 34.5	8.0 36.0	6.5 37.5	5.0 39.0	3.5 40.5	2.0 42.0	0.5 43.5	0.0 46.0	0.0 49.0	0.0 52.0
17万円	17.0 26.8	16.0 29.0	14.5 30.5	13.0 32.0	11.5 33.5	10.0 35.0	8.5 36.5	7.0 38.0	5.5 39.5	4.0 41.0	2.5 42.5	1.0 44.0	0.0 46.0	0.0 49.0	0.0 52.0
18万円	18.0 27.8	16.5 29.5	15.0 31.0	13.5 32.5	12.0 34.0	10.5 35.5	9.0 37.0	7.5 38.5	6.0 40.0	4.5 41.5	3.0 43.0	1.5 44.5	0.0 46.0	0.0 49.0	0.0 52.0
19万円	18.6 28.4	17.0 30.0	15.5 31.5	14.0 33.0	12.5 34.5	11.0 36.0	9.5 37.5	8.0 39.0	6.5 40.5	5.0 42.0	3.5 43.5	2.0 45.0	0.5 46.5	0.0 49.0	0.0 52.0
20万円	19.1 28.9	17.5 30.5	16.0 32.0	14.5 33.5	13.0 35.0	11.5 36.5	10.0 38.0	8.5 39.5	7.0 41.0	5.5 42.5	4.0 44.0	2.5 45.5	1.0 47.0	0.0 49.0	0.0 52.0
21万円	19.6 29.4	18.0 31.0	16.5 32.5	15.0 34.0	13.5 35.5	12.0 37.0	10.5 38.5	9.0 40.0	7.5 41.5	6.0 43.0	4.5 44.5	3.0 46.0	1.5 47.5	0.0 49.0	0.0 52.0
22万円	20.1 29.9	18.5 31.5	17.0 33.0	15.5 34.5	14.0 36.0	12.5 37.5	11.0 39.0	9.5 40.5	8.0 42.0	6.5 43.5	5.0 45.0	3.5 46.5	2.0 48.0	0.0 49.0	0.0 52.0
23万円	20.6 30.4	19.0 32.0	17.5 33.5	16.0 35.0	14.5 36.5	13.0 38.0	11.5 39.5	10.0 41.0	8.5 42.5	7.0 44.0	5.5 45.5	4.0 47.0	2.5 48.5	0.0 49.0	0.0 52.0
24万円	21.1 30.9	19.5 32.5	18.0 34.0	16.5 35.5	15.0 37.0	13.5 38.5	12.0 40.0	10.5 41.5	9.0 43.0	7.5 44.5	6.0 46.0	4.5 47.5	3.0 49.0	0.0 49.0	0.0 52.0
25万円	21.6 31.4	20.0 33.0	18.5 34.5	17.0 36.0	15.5 37.5	14.0 39.0	12.5 40.5	11.0 42.0	9.5 43.5	8.0 45.0	6.5 46.5	5.0 48.0	3.5 49.5	0.5 49.5	0.0 52.0
26万円	22.1 31.9	20.5 33.5	19.0 35.0	17.5 36.5	16.0 38.0	14.5 39.5	13.0 41.0	11.5 42.5	10.0 44.0	8.5 45.5	7.0 47.0	5.5 48.5	4.0 50.0	1.0 50.0	0.0 52.0
27万円	22.6 32.4	21.0 34.0	19.5 35.5	18.0 37.0	16.5 38.5	15.0 40.0	13.5 41.5	12.0 43.0	10.5 44.5	9.0 46.0	7.5 47.5	6.0 49.0	4.5 50.5	1.5 50.5	0.0 52.0
28万円	23.1 32.9	21.5 34.5	20.0 36.0	18.5 37.5	17.0 39.0	15.5 40.5	14.0 42.0	12.5 43.5	11.0 45.0	9.5 46.5	8.0 48.0	6.5 49.5	5.0 51.0	2.0 51.0	0.0 52.0
29万円	24.1 33.9	22.5 35.5	21.0 37.0	19.5 38.5	18.0 40.0	16.5 41.5	15.0 43.0	13.5 44.5	12.0 46.0	10.5 47.5	9.0 49.0	7.5 50.5	6.0 52.0	3.0 52.0	0.0 52.0
30万円	25.1 34.9	23.5 36.5	22.0 38.0	20.5 39.5	19.0 41.0	17.5 42.5	16.0 44.0	14.5 45.5	13.0 47.0	11.5 48.5	10.0 50.0	8.5 51.5	7.0 53.0	4.0 53.0	1.0 53.0

【別表2】 高年齢雇用継続給付の支給率および年金停止率の早見表

賃金低下率	雇用支給率	年金停止率
75%以上	0.00%	0.00%
74.5%	0.44%	0.18%
74.0%	0.88%	0.35%
73.5%	1.33%	0.53%
73.0%	1.79%	0.72%
72.5%	2.25%	0.90%
72.0%	2.72%	1.09%
71.5%	3.20%	1.28%
71.0%	3.68%	1.47%
70.5%	4.17%	1.67%
70.0%	4.67%	1.87%
69.5%	5.17%	2.07%
69.0%	5.68%	2.27%
68.5%	6.20%	2.48%
68.0%	6.73%	2.69%
67.5%	7.26%	2.90%
67.0%	7.80%	3.12%
66.5%	8.35%	3.34%
66.0%	8.91%	3.56%
65.5%	9.48%	3.79%
65.0%	10.05%	4.02%
64.5%	10.64%	4.26%
64.0%	11.23%	4.49%
63.5%	11.84%	4.73%
63.0%	12.45%	4.98%
62.5%	13.07%	5.23%
62.0%	13.70%	5.48%
61.5%	14.35%	5.74%
61%以下	15.00%	6.00%

【別表3】 60歳代前半の賃金シミュレーション（例）

平成24年7月1日現在

改訂後賃金	賃金低下率	標準報酬月額	総標準報酬月額相当額	基本月額	年金支給停止額	在職老齢厚生年金	高年齢雇用継続給付	併給調整	総収入額	健康保険 介護保険	厚生年金	雇用保険	源泉所得税	手取額	手取額低下率
380,000	100.00%	380,000	380,000	80,000	80,000	0	0	0	380,000	22,173	31,183	1,900	7,560	317,184	100.00%
361,000	95.00%	360,000	360,000	80,000	80,000	0	0	0	361,000	21,006	29,542	1,805	6,960	301,687	95.11%
342,000	90.00%	340,000	340,000	80,000	70,000	10,000	0	0	352,000	19,839	27,900	1,710	6,290	296,261	93.40%
323,000	85.00%	320,000	320,000	80,000	60,000	20,000	0	0	343,000	18,672	26,259	1,615	5,760	290,694	91.65%
304,000	80.00%	300,000	300,000	80,000	50,000	30,000	0	0	334,000	17,505	24,618	1,520	5,240	285,117	89.89%
285,000	75.00%	280,000	280,000	80,000	40,000	40,000	0	0	325,000	16,338	22,977	1,425	4,610	279,650	88.17%
275,500	72.50%	280,000	280,000	80,000	40,000	40,000	6,198	-2,520	319,178	16,338	22,977	1,378	4,290	274,196	86.45%
266,000	70.00%	260,000	260,000	80,000	30,000	50,000	12,422	-4,862	323,560	15,171	21,336	1,330	4,080	281,643	88.79%
256,500	67.50%	260,000	260,000	80,000	30,000	50,000	18,621	-7,540	317,581	15,171	21,336	1,283	3,710	276,082	87.04%
247,000	65.00%	240,000	240,000	80,000	20,000	60,000	24,823	-9,648	322,175	14,004	19,694	1,235	3,500	283,742	89.46%
237,500	62.50%	240,000	240,000	80,000	20,000	60,000	31,041	-12,522	316,019	14,004	19,694	1,188	3,150	277,984	87.64%
228,000	60.00%	220,000	220,000	80,000	10,000	70,000	34,200	-13,200	319,000	12,837	18,053	1,140	2,940	284,030	89.55%
218,500	57.50%	220,000	220,000	80,000	10,000	70,000	32,775	-13,200	308,075	12,837	18,053	1,093	2,590	273,503	86.23%
209,000	55.00%	200,000	200,000	80,000	0	80,000	31,350	-12,000	308,350	11,670	16,412	1,045	2,380	276,843	87.28%
190,000	50.00%	190,000	190,000	80,000	0	80,000	28,500	-11,400	287,100	11,086	15,591	950	1,750	257,723	81.25%

主要経済指標 (1)

年月	鉱工業指数											
	生産指数				出荷指数				在庫指数			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	17年=100	前年同月比(%)	17年=100	前年同月比(%)	17年=100	前年同月比(%)	17年=100	前年同月比(%)	17年=100	前年同月比(%)	17年=100	前年同月比(%)
20年度	96.1	△ 7.8	94.4	△ 12.7	98.2	△ 5.8	95.0	△ 12.6	102.5	△ 2.4	95.3	△ 5.2
21年度	90.1	△ 6.2	86.1	△ 8.8	92.7	△ 5.6	87.1	△ 8.3	90.8	△ 11.4	89.5	△ 6.1
22年度	93.5	3.8	94.1	9.3	96.5	4.1	95.3	9.4	92.0	1.3	93.0	3.9
23年度	94.4	1.0	93.2	△ 1.0	99.5	3.1	r 93.4	△ 2.0	r 93.1	1.2	101.9	9.6
23年 1~3月	94.8	0.5	92.8	△ 1.3	97.0	△ 1.1	93.2	△ 2.1	89.3	1.3	98.1	3.9
4~6月	92.1	△ 1.5	88.9	△ 5.8	97.1	△ 0.4	88.1	△ 8.3	85.0	△ 4.1	101.1	4.6
7~9月	94.9	1.2	93.7	△ 0.9	100.6	4.7	94.3	△ 1.6	87.3	△ 3.0	102.9	6.0
10~12月	93.6	1.2	94.1	△ 1.6	99.1	3.5	94.6	△ 2.2	86.3	△ 3.1	101.5	3.8
24年 1~3月	r 96.6	3.2	r 95.3	4.8	r 100.5	5.0	r 95.4	4.1	r 90.4	1.2	107.5	9.6
23年 4月	94.4	0.3	84.5	△ 12.7	98.9	1.6	83.1	△ 16.0	90.4	0.9	98.9	3.6
5月	87.9	△ 5.0	89.4	△ 4.6	92.9	△ 4.1	87.5	△ 8.0	88.4	△ 0.3	104.0	8.0
6月	93.9	△ 0.1	92.8	△ 0.6	99.6	0.9	93.8	△ 1.7	85.0	△ 4.1	101.1	4.6
7月	95.8	2.0	93.8	△ 1.7	103.0	6.9	94.4	△ 2.6	85.5	△ 4.8	101.1	4.4
8月	95.2	3.2	94.6	1.6	100.4	5.4	94.7	0.6	87.4	△ 2.4	102.8	6.3
9月	93.6	△ 1.2	92.8	△ 2.4	98.3	1.7	93.9	△ 2.6	87.3	△ 3.0	102.9	6.0
10月	94.5	4.8	94.5	0.9	100.0	6.3	94.8	0.0	85.8	△ 4.5	103.8	7.5
11月	92.0	△ 1.8	92.9	△ 2.9	98.0	1.3	93.0	△ 4.1	86.0	△ 3.3	103.3	8.6
12月	94.3	0.7	95.0	△ 3.0	99.4	2.7	96.1	△ 2.4	86.3	△ 3.1	101.5	3.8
24年 1月	96.8	3.2	95.9	△ 1.6	101.1	6.3	95.0	△ 1.5	90.3	3.0	103.6	2.5
2月	96.3	3.6	94.4	1.5	99.7	5.8	95.3	1.5	89.1	1.1	103.1	1.0
3月	r 96.6	2.7	r 95.6	14.2	r 100.8	3.0	r 95.8	11.9	r 90.4	1.2	107.5	9.6
4月	p 96.2	1.9	p 95.8	13.4	p 99.9	1.1	p 96.7	16.3	p 91.4	1.2	p 109.6	10.8
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■ 鉱工業生産指数の年度、前年同月比は原数値による。
 ■ 「P」は速報値、「r」は修正値。

年月	大型小売店販売額											
	大型店計				百貨店				スーパー			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)
20年度	933,720	△ 5.6	206,589	△ 4.2	283,317	△ 6.5	78,442	△ 6.7	650,404	△ 5.2	128,147	△ 2.5
21年度	920,855	△ 3.6	195,675	△ 6.4	246,086	△ 4.6	70,544	△ 8.6	674,769	△ 3.3	125,131	△ 5.1
22年度	935,299	△ 1.2	195,785	△ 2.0	220,233	△ 3.0	67,267	△ 3.1	715,067	△ 0.6	128,518	△ 1.4
23年度	r 948,544	△ 1.0	r 197,008	△ 0.9	214,071	△ 2.5	67,231	0.0	r 734,473	△ 0.6	r 129,777	△ 1.3
23年 1~3月	228,857	△ 1.4	46,999	△ 2.6	52,823	△ 5.8	15,736	△ 5.5	176,035	0.1	31,263	△ 1.0
4~6月	230,656	△ 2.2	47,452	△ 1.6	49,780	△ 3.6	15,725	△ 1.5	180,876	△ 1.7	31,727	△ 1.7
7~9月	230,622	△ 1.6	48,145	△ 1.7	51,123	△ 4.2	15,858	△ 1.6	179,499	△ 0.8	32,287	△ 1.7
10~12月	257,859	△ 0.3	53,337	△ 1.3	60,632	△ 1.8	19,287	△ 0.6	197,228	0.2	34,049	△ 1.7
24年 1~3月	r 229,406	△ 0.3	r 48,074	1.3	52,536	△ 0.5	16,361	3.9	r 176,870	△ 0.2	r 31,714	△ 0.1
23年 4月	77,645	△ 1.3	15,646	△ 1.9	16,870	△ 2.4	5,148	△ 1.8	60,775	△ 0.9	10,498	△ 1.9
5月	76,881	△ 2.5	15,774	△ 2.5	16,488	△ 3.9	5,231	△ 2.6	60,393	△ 2.0	10,543	△ 2.4
6月	76,130	△ 2.7	16,033	△ 0.5	16,422	△ 4.6	5,347	0.1	59,708	△ 2.2	10,686	△ 0.8
7月	82,346	0.9	17,843	0.8	19,471	△ 3.8	6,497	△ 0.4	62,876	2.4	11,345	1.5
8月	77,185	△ 1.9	15,574	△ 2.6	15,581	△ 4.3	4,629	△ 2.1	61,605	△ 1.3	10,945	△ 2.9
9月	71,091	△ 3.9	14,728	△ 3.6	16,072	△ 4.7	4,732	△ 2.8	55,019	△ 3.7	9,996	△ 4.0
10月	77,407	△ 0.8	16,057	△ 1.4	17,670	△ 2.8	5,512	△ 0.8	59,737	△ 0.2	10,545	△ 1.7
11月	77,517	0.8	16,370	△ 2.5	17,949	△ 0.5	5,891	△ 2.2	59,568	1.2	10,479	△ 2.7
12月	102,936	△ 0.7	20,910	△ 0.3	25,012	△ 2.0	7,884	0.7	77,923	△ 0.3	13,026	△ 0.9
24年 1月	78,927	△ 0.4	17,383	△ 1.2	18,830	△ 1.2	5,974	△ 1.2	60,097	△ 0.2	11,408	△ 1.2
2月	70,625	△ 0.1	14,659	0.2	15,169	△ 4.8	4,691	△ 0.5	55,456	1.3	9,969	0.6
3月	r 79,854	△ 0.2	r 16,032	5.1	18,537	4.0	5,696	14.2	r 61,317	△ 1.4	r 10,337	0.5
4月	p 77,658	△ 0.4	p 15,670	△ 0.5	p 16,509	△ 2.1	p 5,188	1.6	p 61,149	0.1	p 10,482	△ 1.6
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■ 大型小売店販売額の前年同月比は既存店ベースによる。
 ■ 「P」は速報値、「r」は修正値。

主要経済指標 (2)

年月	コンビニエンス・ストア販売額				消費者物価指数 (総合)				円相場 (東京市場)	日経 平均 株価
	北海道		全国		北海道		全国			
	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)	22年=100	前年同 月比(%)	22年=100	前年同 月比(%)	円/ドル	円 月(期)末
20年度	430,624	4.8	80,556	5.4	103.1	1.4	102.1	1.1	100.46	8,110
21年度	430,922	△1.4	79,383	△4.2	100.1	△2.9	100.4	△1.7	92.80	11,090
22年度	447,951	1.6	82,657	1.5	99.9	0.1	99.9	△0.4	85.69	9,755
23年度	477,426	3.4	89,758	4.6	100.3	0.4	99.8	△0.1	79.05	10,084
23年 1～3月	106,514	4.7	20,022	5.9	100.1	△0.2	99.6	△0.5	82.32	9,755
4～6月	114,081	3.6	21,242	4.9	100.6	0.4	99.8	△0.4	81.70	9,816
7～9月	128,780	2.1	23,776	3.7	100.2	0.7	99.8	0.1	77.84	8,700
10～12月	121,391	6.2	22,708	8.1	99.9	0.0	99.6	△0.3	77.39	8,455
24年 1～3月	113,174	1.9	22,033	2.0	100.6	0.5	99.9	0.3	79.28	10,084
23年 4月	35,382	1.5	6,630	1.0	100.6	0.3	99.9	△0.4	83.35	9,850
5月	38,635	4.5	7,192	5.1	100.7	0.3	99.9	△0.4	81.23	9,694
6月	40,064	4.8	7,419	8.3	100.5	0.5	99.7	△0.4	80.51	9,816
7月	44,136	8.0	8,204	8.9	100.3	1.0	99.7	0.2	79.47	9,833
8月	44,592	5.4	8,099	6.6	100.2	0.8	99.9	0.2	77.22	8,956
9月	40,052	△6.8	7,472	△4.1	100.0	0.2	99.9	0.0	76.84	8,700
10月	40,404	9.2	7,587	13.5	100.0	0.0	100.0	△0.2	76.77	8,988
11月	38,755	6.0	7,314	7.3	99.7	△0.2	99.4	△0.5	77.54	8,435
12月	42,232	3.7	7,806	4.0	100.1	0.1	99.4	△0.2	77.85	8,455
24年 1月	37,732	1.0	7,235	1.6	100.2	0.3	99.6	0.1	76.97	8,803
2月	36,532	5.2	7,082	4.4	100.4	0.4	99.8	0.3	78.45	9,723
3月	38,910	△0.1	7,715	0.3	101.3	0.9	100.3	0.5	82.43	10,084
4月	38,552	4.6	7,598	6.2	101.1	0.6	100.4	0.4	81.49	9,521
資料	経済産業省、北海道経済産業局				総務省				日本銀行	日本経済新聞社

■コンビニエンス販売額の前年同月比は既存店ベースによる。 ■年度及び四半期の数値は、月平均値。 ■円相場は対米ドル、インターバンク中心相場の月中平均値。

年月	乗用車新車登録台数									
	北海道								全国	
	合計		普通車		小型車		軽乗用車		普・小・軽・計	
台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	
20年度	150,123	△11.2	39,145	△19.2	63,490	△11.3	47,488	△3.4	3,908,880	△11.0
21年度	160,116	6.7	49,078	25.4	66,223	4.3	44,815	△5.6	4,175,457	6.8
22年度	152,734	△4.6	46,592	△5.1	62,462	△5.7	43,680	△2.5	3,788,315	△9.3
23年度	157,858	3.4	47,806	2.6	63,715	2.0	46,337	6.1	4,009,988	5.9
23年 1～3月	36,040	△23.6	10,328	△33.9	14,591	△20.3	11,121	△16.3	963,686	△25.6
4～6月	30,076	△31.2	8,199	△38.7	12,961	△29.1	8,916	△26.3	648,682	△33.6
7～9月	40,904	△11.8	12,485	△15.0	17,288	△10.5	11,131	△9.8	978,161	△11.0
10～12月	33,241	25.0	10,607	29.4	12,272	19.4	10,362	27.5	934,259	24.6
24年 1～3月	53,637	48.8	16,515	59.9	21,194	45.3	15,928	43.2	1,448,886	50.3
23年 4月	7,583	△48.7	2,006	△53.0	3,283	△49.5	2,294	△43.0	153,529	△48.5
5月	8,097	△37.7	2,271	△43.9	3,063	△40.3	2,763	△27.8	200,460	△33.3
6月	14,396	△9.7	3,922	△22.4	6,615	△0.6	3,859	△8.9	294,693	△21.9
7月	14,377	△19.1	4,071	△24.5	6,579	△19.4	3,727	△11.5	312,835	△25.6
8月	11,421	△16.5	3,446	△17.4	4,816	△18.0	3,159	△13.0	273,277	△26.0
9月	15,106	1.3	4,968	△3.2	5,893	11.6	4,245	△5.7	392,049	△2.1
10月	12,222	28.8	3,757	35.6	4,743	32.1	3,722	18.9	320,778	27.5
11月	11,817	23.9	3,704	21.4	4,353	13.3	3,760	42.2	323,659	25.1
12月	9,202	21.5	3,146	32.3	3,176	11.7	2,880	22.6	289,822	20.9
24年 1月	11,961	39.5	3,496	49.8	4,629	32.7	3,836	39.3	358,685	38.4
2月	14,611	30.6	4,387	38.2	5,646	30.8	4,578	23.8	449,285	31.7
3月	27,065	66.3	8,632	79.1	10,919	60.9	7,514	60.9	640,916	76.3
4月	14,461	91.1	3,675	83.4	5,987	83.2	4,799	109.2	306,261	99.7
資料	(社)日本自動車販売協会連合会、(社)全国軽自動車協会連合会									

主要経済指標 (3)

年月	新設住宅着工戸数				公共工事請負金額				機械受注実績	
	北海道		全国		北海道		全国		全国	
	戸	前年同 月比(%)	百戸	前年同 月比(%)	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)
20年度	36,050	△15.0	10,392	0.3	858,082	△ 2.9	117,951	0.1	97,221	△13.1
21年度	27,616	△23.4	7,753	△25.4	937,665	9.3	123,776	4.9	77,405	△20.4
22年度	29,922	8.4	8,190	5.6	819,440	△12.6	112,827	△ 8.8	84,480	9.1
23年度	31,573	5.5	8,412	2.7	749,583	△ 8.5	112,249	△ 0.5	89,742	6.2
23年 1～3月	5,907	18.9	1,924	3.2	163,080	24.5	24,194	△ 3.2	23,530	8.9
4～6月	8,733	10.0	2,032	4.1	266,506	△ 3.7	28,136	△ 9.3	21,852	9.8
7～9月	8,734	5.6	2,296	7.9	237,098	△ 5.0	31,142	△ 3.4	23,122	5.8
10～12月	8,953	14.8	2,090	△ 4.5	117,632	△ 9.4	26,283	3.6	20,458	6.7
24年 1～3月	5,153	△12.8	1,995	3.7	128,347	△21.3	26,688	10.3	24,310	3.3
23年 4月	2,676	5.1	668	0.3	118,161	△14.4	11,797	△11.2	6,590	△ 0.2
5月	2,748	13.8	637	6.4	73,313	21.9	6,355	△14.1	6,356	10.5
6月	3,309	11.0	727	5.8	75,032	△ 4.6	9,984	△ 3.4	8,905	17.9
7月	3,253	15.2	834	21.2	88,463	△16.7	9,597	△15.9	6,589	4.0
8月	3,092	5.1	820	14.0	74,616	1.1	9,536	3.5	6,815	2.1
9月	2,389	△ 4.7	642	△10.8	74,019	6.4	12,009	3.3	9,718	9.8
10月	3,279	17.7	673	△ 5.8	55,287	△ 0.4	10,702	3.2	6,158	1.5
11月	3,465	32.6	726	△ 0.3	41,247	4.7	8,447	6.8	6,607	12.5
12月	2,209	△ 8.0	691	△ 7.3	21,098	△39.7	7,134	0.6	7,693	6.3
24年 1月	1,330	△31.8	660	△ 1.1	10,694	△40.4	5,661	8.5	5,915	5.7
2月	2,084	16.0	669	7.5	13,431	△20.6	7,049	16.8	7,127	8.9
3月	1,739	△19.5	666	5.0	104,222	△18.7	13,978	8.0	11,269	△ 1.1
4月	3,300	23.3	736	10.3	119,097	0.8	12,431	5.4	7,028	6.6
資料	国土交通省				北海道建設業信用保証(株)				内閣府	

■船舶・電力を除く民需(原系列)。

年月	来道客数		有効求人倍率(常用)		完全失業率		企業倒産件数(負債総額1,000万円以上)			
	北海道		北海道	全国	北海道	全国	北海道		全国	
	千人	前年同 月比(%)	倍 原数値	倍 原数値	% 原数値	% 原数値	件	前年同 月比(%)	件	前年同 月比(%)
20年度	12,253	△ 4.4	0.43	0.73	5.0	4.1	741	21.5	16,146	12.4
21年度	11,539	△ 5.8	0.35	0.42	5.2	5.2	489	△34.0	14,732	△ 8.8
22年度	11,171	△ 3.2	0.41	0.51	5.2	5.0	456	△ 6.7	13,065	△11.3
23年度	10,722	△ 4.0	0.46	0.62	5.2	4.5	464	1.8	12,707	△ 2.7
23年 1～3月	2,252	△10.8	0.43	0.60	5.3	4.8	125	14.7	3,211	△ 7.4
4～6月	2,153	△19.9	0.39	0.51	5.9	4.7	123	8.8	3,312	△ 0.3
7～9月	3,486	△ 3.3	0.45	0.59	5.1	4.4	104	△ 6.3	3,108	△ 3.8
10～12月	2,643	0.7	0.49	0.67	4.4	4.3	102	△ 4.7	3,103	△ 5.9
24年 1～3月	2,441	8.4	0.53	0.73	5.5	4.5	135	8.0	3,184	△ 0.8
23年 4月	562	△25.3	0.40	0.52	↑	4.9	52	15.6	1,076	△ 6.7
5月	745	△19.5	0.38	0.50	5.9	4.6	37	5.7	1,071	4.8
6月	847	△16.2	0.40	0.51	↓	4.7	34	3.0	1,165	1.4
7月	1,066	△ 6.3	0.42	0.54	↑	4.7	34	△12.8	1,081	1.4
8月	1,290	△ 2.0	0.45	0.59	5.1	4.4	42	23.5	1,026	△ 3.5
9月	1,130	△ 1.9	0.49	0.63	↓	4.2	28	△26.3	1,001	△ 9.1
10月	1,010	0.5	0.49	0.65	↑	4.4	31	3.3	976	△14.0
11月	792	△ 2.0	0.50	0.67	4.4	4.3	38	2.7	1,095	3.2
12月	840	3.5	0.49	0.69	↓	4.2	33	△17.5	1,032	△ 6.3
24年 1月	762	△ 2.4	0.51	0.72	↑	4.5	33	△15.4	985	△ 5.3
2月	787	△ 2.9	0.54	0.74	5.5	4.4	50	22.0	1,038	5.1
3月	892	35.1	0.54	0.73	↓	4.7	52	15.5	1,161	△ 1.8
4月	749	33.4	0.49	0.66	—	4.8	41	△21.2	1,004	△ 6.6
資料	北海道観光振興機構		厚生労働省 北海道労働局		総務省		(株)東京商工リサーチ			

■年度および四半期の数値は月平均値。 ■北海道の年度は暦年値。

年月	通関実績							
	輸出				輸入			
	北海道		全国		北海道		全国	
	百万円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	百万円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)
20年度	377,154	△ 1.1	711,456	△16.4	1,552,449	11.9	719,104	△ 4.1
21年度	322,642	△14.5	590,079	△17.1	977,663	△37.0	538,209	△25.2
22年度	342,527	6.2	677,888	14.9	1,228,540	25.7	624,567	16.0
23年度	374,313	9.3	652,814	△ 3.7	r 1,636,569	33.2	r 697,000	11.6
23年 1～3月	86,525	2.0	164,177	2.4	361,278	27.2	161,069	11.7
4～6月	92,491	12.6	156,906	△ 8.1	373,110	26.1	169,645	10.5
7～9月	97,242	16.1	171,113	0.5	373,406	34.9	175,302	13.8
10～12月	91,341	1.4	163,270	△ 5.5	423,350	43.8	175,095	12.4
24年 1～3月	93,239	7.8	161,526	△ 1.6	r 466,703	29.2	r 176,958	9.9
23年 4月	32,508	11.1	51,566	△12.4	133,763	19.8	56,344	9.2
5月	36,302	52.0	47,593	△10.3	139,048	59.5	56,200	12.4
6月	23,681	△18.4	57,746	△ 1.6	100,299	3.3	57,102	9.9
7月	30,421	△ 7.6	57,818	△ 3.3	120,310	22.3	57,120	9.9
8月	31,670	42.9	53,557	2.8	133,046	71.3	61,331	19.2
9月	35,151	22.6	59,738	2.3	120,050	19.1	56,850	12.2
10月	30,349	△ 1.0	55,069	△ 3.8	132,407	46.1	57,899	17.9
11月	32,214	32.7	51,962	△ 4.5	146,382	62.0	58,874	11.5
12月	28,778	△18.2	56,239	△ 8.0	144,561	27.4	58,322	8.2
24年 1月	28,289	3.9	45,105	△ 9.2	154,611	33.8	59,919	9.6
2月	28,683	10.6	54,384	△ 2.7	r 155,447	27.0	54,130	9.3
3月	36,267	8.7	62,037	5.9	r 156,645	27.0	r 62,908	10.6
4月	p 38,836	19.5	55,660	7.9	p 149,087	11.5	p 60,880	8.1
資料	財務省、函館税関							

■ 「p」は速報値、「r」は修正値。

年月	預貸金 (国内銀行)							
	預金				貸出			
	北海道		全国		北海道		全国	
	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)
20年度	129,951	2.0	5,647,019	2.6	91,056	2.3	4,222,593	4.3
21年度	134,970	3.9	5,796,078	2.6	92,746	1.9	4,161,697	△ 1.4
22年度	138,014	2.3	5,972,665	3.0	92,986	0.3	4,137,911	△ 0.6
23年度	141,957	2.9	6,101,225	2.2	93,892	1.0	4,174,298	0.9
23年 1～3月	138,014	2.3	5,972,665	3.0	92,986	0.3	4,137,911	△ 0.6
4～6月	137,466	1.9	5,949,828	2.6	90,573	0.4	4,082,223	△ 0.3
7～9月	137,402	2.4	5,933,910	2.7	92,342	0.8	4,122,257	0.4
10～12月	138,221	1.6	5,969,430	3.5	92,252	0.1	4,134,966	1.0
24年 1～3月	141,957	2.9	6,101,225	2.2	93,892	1.0	4,174,298	0.9
23年 4月	137,820	2.4	5,952,444	3.0	92,936	0.5	4,095,728	△ 0.2
5月	136,677	1.6	5,958,008	2.8	91,309	0.0	4,072,748	△ 0.4
6月	137,466	1.9	5,949,828	2.6	90,573	0.4	4,082,223	△ 0.3
7月	136,579	1.9	5,889,968	2.7	90,834	0.4	4,081,438	△ 0.1
8月	136,362	1.8	5,897,394	2.7	90,832	0.5	4,066,015	0.0
9月	137,402	2.4	5,933,910	2.7	92,342	0.8	4,122,257	0.4
10月	136,212	1.8	5,899,870	3.0	91,531	0.1	4,089,101	0.5
11月	136,886	1.7	5,952,979	3.4	91,265	0.2	4,092,197	0.8
12月	138,221	1.6	5,969,430	3.5	92,252	0.1	4,134,966	1.0
24年 1月	136,497	1.9	5,951,544	3.3	91,741	0.2	4,103,383	0.9
2月	136,537	1.6	5,955,983	2.6	92,027	0.4	4,109,770	1.1
3月	141,957	2.9	6,101,225	2.2	93,892	1.0	4,174,298	0.9
4月	140,255	1.8	6,063,705	1.9	93,185	0.3	4,126,196	0.7
資料	日本銀行							



調査レポート 2012.7月号 (No.192)
平成24年 (2012年) 6月発行
発行 株式会社 北洋銀行
企画・制作 株式会社 北海道二十一世紀総合研究所 調査部
電話 (011)231-8681



この印刷物は環境にやさしい「大豆インキ」
古紙配合率100%紙を使用しています。